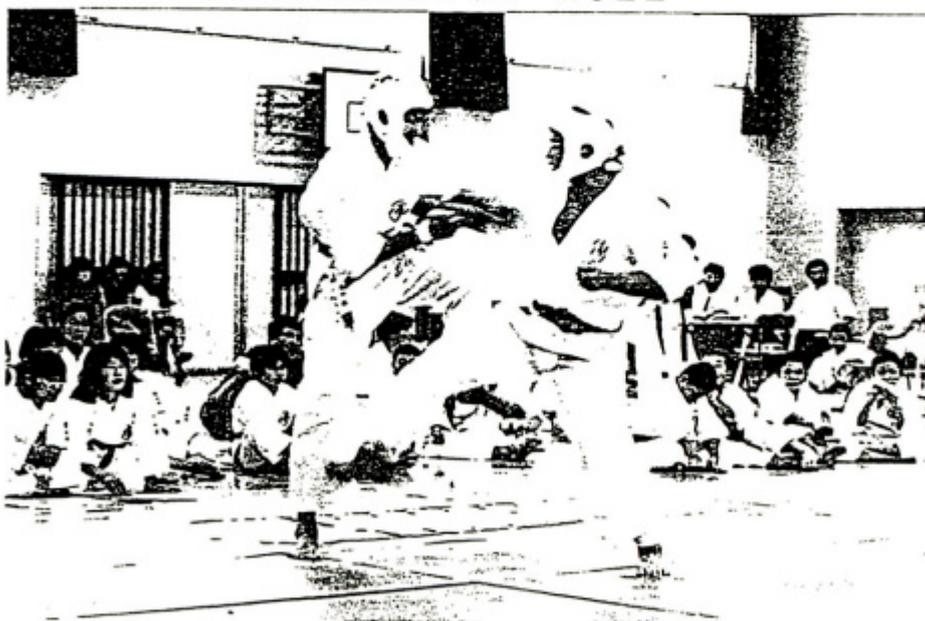


1991.8.11

KENPO-KAI COMPETITION RULE



〒432
静岡県浜名郡可美村若林2214-3

全拳法會本部

本部長大橋千和

TEL <0534> 56-1869



COMPETITION RULE

TIME[zikan] : 2 minutes extension[entyou] 1 minute

SIGN[aizu] : [I·tsu·pon] knock down 5 seconds over (WIN)_{Cyn - Gedan} ○
 The act that a kick made a hit
 as for Jyoudan precisely.

[Waza·ari] knock down 5 seconds under _{Cyn - Gedan} ▲
 The act that a kick to have damage
 made a hit.

Two wazaari is i·tsupon. ▲ + ▲ = ○

[Yu sei gachi] judge



I·tsu·pon

Waza·ari

Hikiwake
(draw)

Mukou
(ineffectiveness)

Yame or Wakare
(stop or branch off)

○

▲

×

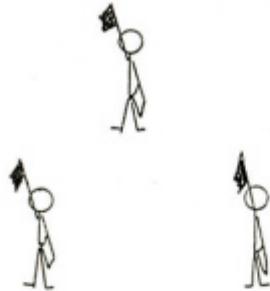
shake flags

[Han-tei] judge

1 [ichi] 2[ni] 3[san] aka[red] shiro[white]

①

[syu-shin]

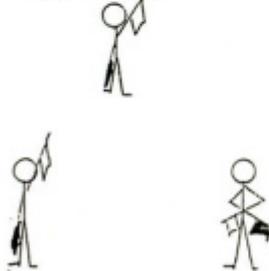


[fuku-shin]

Syu-shin say [aka 1,2,3 syo u bu ari] Red win

②

[syu-shin]

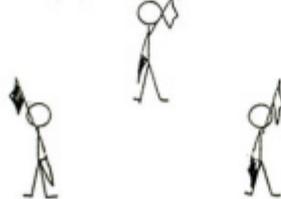


[fuku-shin]

Syu-shin say [shiro 1,2, syo-bu-ari] white win

③

[syu-shin]



[fuku-shin]

Syu-shin say [shi-ro 1,2 syo-bu-ari] white win

④

[syu·shin]



[fuku·shin]

Syu·shin say [hikiwake 1,2 hikiwake] draw

[Yu·kou ten] validity point

↑ 5 points (The kick to Jyou-dan lacking in it adds 5 points to Waza-ari. Fukushin adds it.)

↑
↓

1 point

A black and white photograph of a judo match. A referee in a white shirt and dark tie stands in the center. Two judokas in white gi are engaged in a struggle on the mat. Spectators are seated in the background.

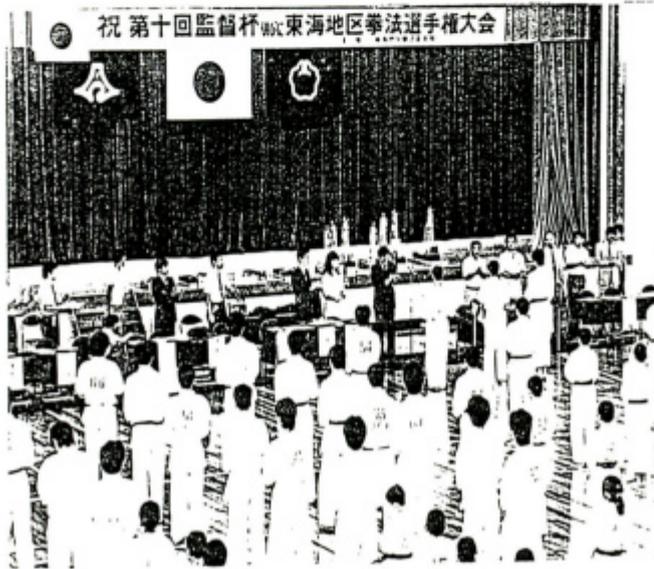
[Han-soku] regulations

- 1 [Nage] throw
- 2 [Tsukami] seize [tsukami does not sentence you to "Tyui" for less than 3 seconds. Shinpan sentences you to "yame" "Wakare" within three seconds. Shinpan sentence player to "tyui" if continue it even if sentence player.]
- 3 [Zyou-gai] step out
- 4 [zyou-dan-kougeki] face hit by hand
- 5 [kinteki-kougeki] growing attack

Player do near regulations [tyu-i] . Syushin say [tyu-i] and two [tyu-i] become [hansoku]. [hansoku] is [waza-ari] ▲

[Taimo] stop game

playerself take over 20 seconds stop game. The player become [hansoku]



試 合 規 則

平成元年7月9日改定

全 拳 法 会 本 部

試合規則

第1条 試合場

- 1 試合場は（区画線を含み縦横とも9m～11m）の広さとする。
- 2 試合場の外側に1.5m以上の余地を有すること。
- 3 各線は、幅5cm～10cmとする。

第2条 試合時間

- 1 試合時間は、2分間とし延長1分とする。（試合時間は、実質時間とする）

第3条 突蹴りの部位

- 1 上段（首より上部で目の攻撃を除く）
- 2 中段（肩の線より腰まで）
- 3 下段（腰より下、金的を除く）

第4条 有効な突蹴り

中段・下段：有効な突蹴りとは、試合指定箇所への適確な突蹴りという。また、5秒以上のダウンをとったときを一本勝とし、5秒以内を技ありとする。技あり2回で1本勝とする。なお、次の場合も有効と認める。

- 1 スリップ、足払い（つかまない）により倒れた者に直ちに加えた打突蹴（上段5ポイント、中段1ポイント、下段1ポイント、主審は主導権を取る）

2 場外に出ると同時に行なわれた突蹴り。

3 試合終了の合図と同時に行なわれた突蹴り。

上段蹴り：的確に蹴ったものを「技あり」とし、ダメージがある蹴りを「1本」とする。

第5条 反則

- 1 相手または、審判員の人格を無視するような言動をすること。（注意）
- 2 故意による蹴り以外の上段攻撃（あてた場合は、一本負け、故意でないときは注意（不明な場合は、3審制により協議判定する。）
- 3 相手を掴んだ足がらみ、投げ、掴み。（注意）3秒以内の掴み崩しは、可。
- 4 不法な押し出し、突出し。（注意）
- 5 手による上段攻撃、金的攻撃、背後よりの攻撃。（注意）
- 6 ダウンしている者への攻撃、審判の指示に従わないときの攻撃。（1本負け）
- 7 審判指示以外のタイム（休憩）トータル20秒で技あり、また、投げ-5ポイント、場外-2ポイント。
- 8 その他試合の公正を害すると思われる行為。

第6条 罰則

- 1 第5条1項の反則を犯したものを負とし、相手に勝を与え、反則者に退場を命ずる。

試合審判規則

昭和55年改訂設定、中華民国国際大会使用、

昭和61年改訂第10回東海地区拳法選手権大会使用

全拳法会本部審査主事委員会

- この場合退場させられた者の既得権は認めない。
- 2 第5条2項より第5条8項までの反則を犯した場合は、1回ごとに通告し、2回犯したときは、相手に「技あり」を与える。
ただし、双方共に「技あり」を取り、しかも2回目の反則を双方同時に犯した場合は、反則として数えない。
第5条2項より第5条8項までの罰則事項は、1試合を通じて（延長を含む）適用する。

- 第7条 試合中負傷又は、事故を生じた場合
- 1 試合者は、事故のため試合を継続することが不可能となった場合は「タイム」を要請することができる。
 - 2 試合者が軽微で試合に堪えられるに拘らず試合の継続を拒み、又は、試合の中止を申し出たものは、負とする。
 - 3 負傷による試合の継続ができない場合、その原因が一方の故意および過失による場合は、その原因を起こしたものを負とし、その原因が明瞭でないときは、試合不可能者を負とする。
 - 4 負傷以外の事故によって試合を継続することができないもの、または試合の中止を申し出たものは、負とする。
 - 5 第7条2項、3項、4項による勝者に対しては、「1本」を与え、有効とする。

- 第8条 意義の申し立て
- 1 審判員の判定に対しては、意義の申し立てを認めない。
 - 2 本規則の実施に関して疑義のある場合には、次の個人の試合が始まる前までにただちに責任者を通じて審判長（審判主任）に対して意義の申し立てができる。

- 第9条 競技役員
- 1 審判長は、試合規則が厳守されているか、否かを常に注意し、試合中に生じた本規則に成文化されていないすべての問題を処理する。また、異義の申立に対して採決する。
 - 2 審判委員長、審判主任は、審判長を補佐指導し、当該試合場における試合場の責任を負うものとする。
 - 3 審判員は、主審1名、副審2名とし、有効な突蹴り、および反則の判定について何れも同一権限を有し、その判定にあたる。（主審が気付かない反則、有効技あり、1本勝は主審に告げ判定をあおぐ、又、主審は主導権、副審はポイントにより判定する）
主審は、関係役員との連絡をもとに試合の進行をはかり、勝敗の宣告をする。

試合審判規定について

この審判規定は、拳法会、および試合参加関係団体が、武道を媒介として技術の向上と相互のコミュニケーションを促進するために各自が武道家として守らねばならない。このルールの設定上もっとも重要視されることは、安全である。また、試合とは、読んで字のごとく『ためしあう』事なので、あくまで個人、又は、団体の能力の『発表の場』と考え、有意義な楽しい試合に心掛けて頂きたい。

そもそも、真の武道には、試合は、存在しない。武を磨くは、国家の安泰と世界平和のためであり、永久に戦わないのが最善である。仮に戦闘状態に陥った時は、生きるか死ぬかの真剣勝負であり、単なる試合に勝つだけの技術では、生き残り、国家を守り世界平和を導くことは、できない。これこそ、真の強靱なる武道精神と団結力が必要となる。したがって、試合での勝敗は、真の強さとは、無関係ということ念頭に置き、試合に勝つことだけに重点を置くのではなく、武道精神の確立と相互理解の促進に努めて頂きたい。また、ルールについては、より安全に改善して頂きたいと熱望するものである。

全 拳 法 会 本 部

審 判 規 則

- 第 1 条 審判員は試合規則に従って勝敗を決定する。
- 第 2 条 審判員の構成は原則として主審 1 名、副審 2 名を以て組織する。
- 第 3 条 審判員の任務および判定は次のとおりとする。
1. 主審は試合運営の全般に関する権限を有し、赤白の旗をもつての表示、判定ならびに勝敗の宣告をする。
 2. 副審は判定の表示（赤白の旗をもって）に関して主審と同等の権限をもって行なうと共に運営上主審を補佐する。
 3. 有効な突蹴の判定は充実した氣勢と適法な姿勢をもって確実に突蹴したものとす。
- 第 4 条 5 秒以上のダウンを取った時は「1 本」 それ以外を技ありとし技あり 2 回で一本とする。上段は、的確な蹴りを「技あり」とし有ダメージを「1 本」とす。なお、判定時 1 名が認め、他の 2 名が棄権したときは、判定者を判定とす。
- 第 5 条 審判員は次の要領により審判を行なう。
1. 主審は試合者が相互の礼を終わり、開始線で構え気の満ちたときに「始め」と宣告して試合を開始させる。
 2. 審判員は反則を認めた場合は試合を中止させ、合議して反則の事実を明示しなければならない。
 3. 主審は試合中一方の試合者が倒れた場合、または刮された場合に相手が直ちに突蹴を加えなかったときには、試合を中止させ開始線にもどして試合を継続させる。
 4. 主審は突蹴の意志なく長びくときは、試合者を引き離し、直ちにその場で指導を与え試合を継続させる。（指導を宣告し、主審が主導権判定を相手に与える）
 5. 主審は試合時間終了の場合、試合者を中止させ、試合を開始線に帰し、延長戦に入る場合は延長と通告して「始め」と宣告する。
 6. 審判員は判定によって勝敗を決める場合は試合を中止させ主審の「判定します……判定」の合図により三者同時に意志を表示する。
 7. 旗の表示の仕方
 7. 技ありと認めた場合……有効者側の旗を体側方の角度に一直線にあげる。

- イ. 判定を取り消す場合……両旗を体前下で横に振る。
- ウ. 判定を棄権した場合……両旗を体前下交叉する。有効技、反則判定時
- エ. 勝ち宣告する場合……有効者側の旗を真上に上げる。
- オ. 試合を中止する場合……両旗を真上にあげる。

(註) 副審が危険防止・反則・タイムアップ等で主審に代って
「止め」の表示を行なう場合は主審と同様の権限を認める。
尚、試合を続行する場合主審の「始め」の宣告で開始する。

9. 宣告の仕方

- イ. 試合を開始する場合……「始め」
- ロ. 5秒以内のダウンを取った時…「技あり」
上段は、的確な蹴りが入ったとき..「技あり」
- ハ. 勝敗を宣告する場合……「勝負あり」
…(試合者…開始線上)
- ニ. 延長戦を開始する場合…「延長——始め」……(同上)
- ホ. 一本勝ちを宣告する場合…「一本勝ち 勝負あり」
…(同上)
- ヘ. 試合を中止する場合……「止め」
- ト. もつれ合いを分ける場合…「わかれ——始め」
…(試合者…その位置)
- チ. 反則を宣告する場合……「何々——反則注意何回」
…(試合者…開始線上)
- リ. 相手の反則による得点を宣告する場合
……「技あり」……(同上)
(註) この場合反則者に対して「何々 反則何回」と指で回数
を示し、あとで相手方に旗で技ありと宣告する。
- ヌ. 反則勝ちによる勝敗を宣告する場合
……「勝負あり」……(同上)
(註) この場合反則者に対して「何々——反則何回」と指で回数
を示し、あとで相手方に旗で「一本——勝負あり」と
宣告する。

ル. 試合者が「タイム」を要求した場合…「止め」

(註) この場合主審は両旗を真上にあげて「止め」と宣告し、
「タイム」要請の理由をたず。

オ. 勝負のつかない場合……「引き分け」

…(試合者…開始線上)

(註) 主審は両旗を前下で交叉させて「引き分け」と宣告する。

第 6 条 この規定に定められていない事項については審判員は合議し、審判長
にはかって処置する。

審 判

- | | |
|---------------------------|--|
| 1. 故意に顔面に反則攻撃をした。 | • 「止め」の合図をした後、反則宣告、相手に「一本勝」を宣告。 |
| 2. 不本意に顔面攻撃をした。 | • 「止め」の合図をした後、「注意1回」を宣告
副審は-5ポイントを取る。
• 「注意2回」を宣告した場合は主審は相手に「技あり」を宣告する。 |
| 3. ローキック、手を使わない足払い等で転倒した時 | • 「止め」の合図を通告した後、開始線に戻し「始め」の合図で再会する。この時主審は、主導権得点を取り判定の時に大きく反映させる。 |
| 4. 帯が取れたり、主審が認めないタイムを取った時 | • 「止め」の通告をし、事情を聞いて「タイム」の合図をタイム係に指示する。タイムが通算20秒になった時タイム係は、主審に合図し主審は「反則20秒」を宣告、相手側に「技あり」を通告する。 |
| 5. 反則に主審が気が付かなかった時 | • 副審は主審に「タイム」を通告、審判協議を実施、結果を宣告する。 |
| 6. 不本意の顔面攻撃で傷の手当が必要な時 | • 「止め」の宣告をし、医師の指示を受ける、副審は-5ポイント、主審は「注意」を通告する。 |
| 7. 負傷により出場出来ない時 | • 相手に「勝負あり」の宣告をする。 |

試合規則抜すい

試合場

- 第1条 試合場は（区画線をふくみ縦横ともに9m～11m）の広さとする。
- 第2条 試合場の外側に1.5m以上の余地を有すること。
- 第3条 各線は幅5cm～10cmの白線とする。

突蹴の部位

- 第16条 上段（首より上部で目の攻撃を除く）
- 第17条 中段（肩の線より腰まで）
- 第18条 下段（腰より下をいい、金的を除く）
- 第19条 少年部は指定防具を着用する。

有効な突蹴

- 第20条 有効な突蹴、試合指定箇所への適確な突蹴をいう、又5秒以上のダウンを取った時一本勝とし、それ以外を技ありとし、技あり2回で一本とする。なお、次の場合も有効と認める。
 1. スリップ、足払い（つかまない）により倒れた者に直ちに加えた打突蹴（上段5ポイント、中段1ポイント、下段1ポイント、主審は主導権を取る）。
 2. 場外に出ると同時に行なわれた突蹴。
 3. 試合終了の合図と同後に行なわれた突蹴。
 4. 的確な上段蹴りを「技あり」とし、ダメージを認めたときは、「1本」。

反則（注意、注意2回で技ありとする）

- 第21条 相手または審判員の人格を無視するような言動をすること。（注意）
- 第22条 故意による上段突（あてた場合）は一本負け、故意でない場合は注意（不明な場合は3審制により協議判定する）
- 第23条 相手を掴んだ足がらみ、投げ、つかみ。（注意）
- 第24条 不法な押し出し、突き出し。（注意）
- 第25条 手による上段攻撃（全て）、金的攻撃、背後よりの攻撃。（注意）
- 第26条 ダウンしている者への攻撃、審判の指示に従わないときの攻撃。
（一本負け）
- 第27条 審判指示以外のタイム（休憩）トータル20秒で技あり、又、投げ－5ポイント、指定箇所外攻撃－5ポイント、場外－2ポイント。
- 第28条 その他試合の公正を害すると思われる行為。

罰則

- 第29条 第21条の反則を犯したものを負とし、相手に勝を与え、退場を命ずる。この場合退場させられた者の既得権は認めない。
- 第30条 第22条より第28条までの反則を犯した場合は1回毎に通告し、2回犯

したときは相手に技ありを与える。

ただし、双方共に技ありを取りしかも2回目の反則を双方同時に犯した場合反則として数えない。

第22条より第28条までの罰則事項は1試合を通じて(延長を含む)適用する。

試合中負傷又は事故を生じた場合

第31条 試合者は事故のため試合を継続することが不可能となった場合は「タイム」を要請することができる。

第32条 負傷が軽微で試合に堪えられるにも拘わらず試合の継続を拒み、または試合の中止を申し出た者は負とする。

第33条 負傷によって試合が継続できないとき、その原因が一方の故意および過失による場合は、その原因を起こした者を負とし、その原因が明瞭でないときは、試合不可能者を負とする。

第34条 負傷以外の事故によって試合を継続することができない者、または試合の中止を申し出た者は負とする。

第35条 第32条、第33条、第34条による勝者に対しては1本を与え、有効とする。

異議の申立

第36条 審判員の判定に対しては異議の申立てを認めない。

第37条 本規則の実施に関して疑義がある場合は、次の個人の試合が始まるまでに直ちに責任者を通じて審判長(審判主任)に対し異議の申立てができる。

競技役員

第38条 審判長は、試合規則が厳守されているか、否かを常に注意し、試合中に生じた本規則に成文化されていないすべての問題を処理する。また、異議の申立てに対して裁決する。

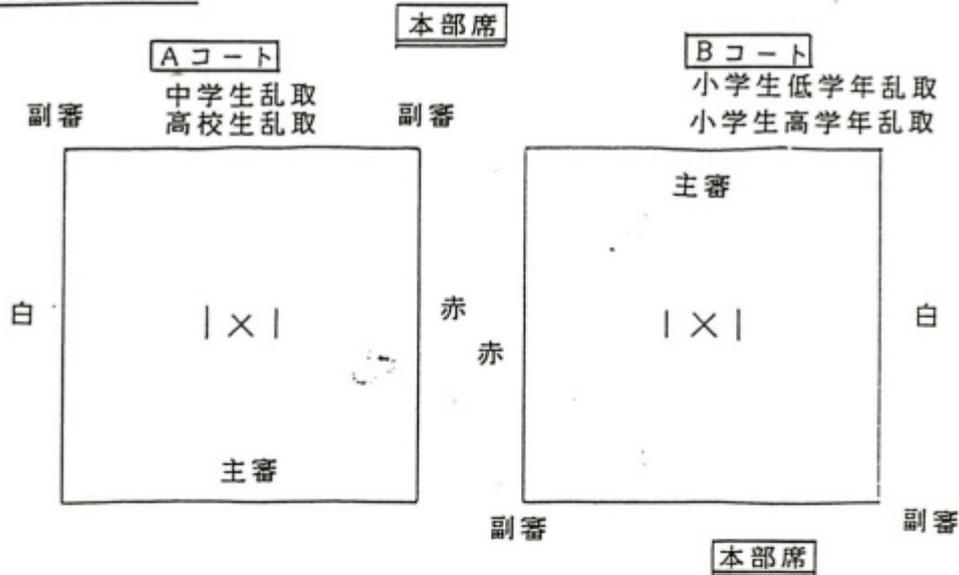
第39条 審判主任は、2試合場以上の場合におかれ審判長を補佐し、当該試合場における審判上の責任を負うものとする。

第40条 審判員は、主審1名・副審2名とし、有効な突蹴、および反則の判定について何れも同一権限を有し、その判定に当る。(主審が気付かない反則、有効技あり、一本勝は主審につけ判定をあおぐ、又、主審は主導権、副審はポイントにより判定する)

主審は関係役員との連絡のもとに試合の進行をはかり、勝敗の宣告をする。

別図-1

1. 試合場配置図



2. トーナメント表見方

(例) 小学生 高学年 乱取の部

